

マイナンバーの確認及び本人確認に必要な書類

マイナンバーカード（両面）は、1枚で「確認書類」及び「本人確認書類」とすることができます。

申請者のマイナンバーの確認書類

以下のいずれか一つ

- マイナンバーカード（両面）
- マイナンバーが記載された住民票、住民票記載事項証明書
- 通知カード

※郵送の場合はコピーを添付



申請者の本人確認書類

以下のいずれか一つ

- マイナンバーカード（両面）
- 顔写真入りの本人確認書類（1種類）※1
- 顔写真なしの本人確認書類（2種類）※2

※郵送の場合はコピーを添付

★代理人が窓口申請に来る場合には、「申請者のマイナンバーの確認書類」＋「代理人の本人確認書類」が必要になります。

【ご注意ください】

- （1）「個人番号通知書」はマイナンバーの確認書類として使用できません。
- （2）以下①または②に該当する場合には、「通知カード」をマイナンバーの確認書類として使用できません。
 - ①令和2年5月24日までに改姓や転居等により記載事項に変更があり、かつ、同日までに変更手続きが取られていない場合
 - ②令和2年5月25日以降、改姓や転居等により記載事項に変更があった場合

【本人確認に必要な書類】

- ※1 顔写真入りの本人確認書類となるもの（1種類）
運転免許証、運転経歴証明書、パスポート、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書など
- ※2 顔写真なしの本人確認書類となるもの（2種類）
被保険者証、年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書など